



&lt;お知らせコーナー&gt;

## 歴史まちづくり法が施行されました

(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史まちづくり法は、地域に残る歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するために制定され、平成20年11月4日に施行されました。

以下、国が発行しているパンフレット等をもとに、その概要などをご紹介します。

歴史的風致とは

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境をいい、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

### 1 歴史的風致維持向上計画

国（文化庁、農林水産省、国土交通省）が法律の制定にあわせて作成した「歴史的風致維持向上基本方針」に基づき、市町村は「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を申請することができます。

計画には、次の事項を記載します。

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

重点区域の位置及び区域

文化財の保存又は活用に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致形成建造物の指定の方針

計画期間 等

重点区域とは

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な土地の区域です。

重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地

重要伝統的建造物群保存地区内の土地



## 2 各種支援事業

国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき実施される事業について、各種の支援があります。

### (1) 歴史的環境形成総合支援事業

歴史的風致維持向上計画の中で定めた重点区域において実施される次の事業に対して支援するものです。

歴史的風致形成建造物についての復原・修理等に対する支援【コア事業：補助率は総事業費の1/2以内】

重点区域内のハード整備、当該歴史的風致形成建造物に関連した伝統行事の開催等のソフト事業に対する支援【附帯事業：補助率は総事業費の1/3以内】

#### 《事業主体》

ア 市町村（民間団体、個人へは市町村を通じた間接補助）

イ 都道府県（自らの管理施設を対象とする場合に限る）

ウ 市町村を構成員に含む法定協議会

間接補助の場合の補助率は、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内です。

### (2) その他の支援事業の拡充

既存の支援事業についても、補助対象を拡大するなどの拡充が行われた事業があります。以下にお示しするのは一例で、このほかにも、支援内容が拡充された事業があります。

#### 街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物の買取り費等を補助対象に追加。

#### まちづくり交付金

基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加。

#### 都市公園事業

補助対象施設に、認定計画に基づき歴史的に重要な施設として整備される城址等を追加。事業主体に、認定計画に基づいて実施する都市公園事業のうち、公園管理者の許可を受けて都市公園内に設置・管理する施設の整備について、公園管理者以外の地方公共団体等を追加。

## 3 認定の状況

1月末現在で、金沢市を含む5つの市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、各市の計画の概要については、国土交通省のホームページから見るができます。